

依頼内容の判断に困ったらご相談下さい



資料 3
第3回 よこすか地域
支え合い協議会
令和元年11月12日

例えば、こんな相談があったとき

- 長期に渡って日常生活の支援をしていた方が、転倒後に介護が必要になった。
本人からは「これまで通り、お願いね」と言われた。家族からは、「本人も安心するので、自宅での介護を手伝って欲しい」と依頼があった。
⇒①今までの関係性を大切にしつつも、支援内容によっては、専門的な知識・技術を身に付けている専門職の介入が必要な場合があります。
②住民主体のボランティア団体であることから、引き受ける際は十分な検討が必要です。
- 生活支援を行っていた1人暮らしの方が、認知症を発症して身体状況が変化してきている。
専門職を入れた公的なサービスに切り替えていきたいが、本人の受け入れが進まない。
⇒ 地域包括支援センターは、在宅生活に関する相談窓口となっています。 団体に抱え込まず、解決の糸口を一緒に探っていきましょう。
- 「ベットからずり落ちたので動けない、ベットに戻してほしい」と連絡が入った。常に団体で対応すべきか。
⇒ 日中・夜間の安全対策について、専門職と相談しながら、支援体制を整える必要があります。
- 銀行でお金を下してきてもらいたい。
⇒ どんなに信頼されても、家族の代わりになれません。
トラブルを避けるためにも、通帳や印鑑、キャッシュカードは預からないようにしましょう。



判断に迷ったら

生活支援コーディネーターへご相談下さい



地域	担当者：生活支援コーディネーター	電話番号（市外局番 046）
追浜	追浜地域包括支援センター：吉田 理津子	(865)5450
田浦	田浦・逸見地域包括支援センター：松澤 拓也	(861)9793
大津	大津地域包括支援センター：鈴木 礼	(842)1082
浦賀	浦賀地域包括支援センター：伊藤 優子	(846)5160
その他地域	横須賀市役所 高齢福祉課 地域力推進係：伊藤 弘道 中山 ちひろ	(822)9804

活動範囲・判断に迷う依頼 等

利用者の希望には可能な限り対応してあげたい、何とかしてあげたい、という気持ちになりますが、所属団体の活動範囲を超えると判断した場合は、勇気をもってお断りしましょう。

活動範囲は、団体の会則に位置付けておくことも有効です。以下の例示は検討する際にご活用下さい。

地域の助け合い

身体に触れない活動

- ・ごみ出し
- ・薬の受け取り
- ・庭木の剪定
- ・洗濯
- ・掃除
- ・調理
- ・買い物
- ・衣服の整理
- ・家具などの移動
- ・日曜大工 等

身体に触れる活動

- ・起き上がりや立ち上がりの介助
- ・歩行介助
- ・更衣の介助
- ・食事介助
- ・トイレ介助
- ・車椅子介助
- ・通院介助 等

医療行為に近い活動

- ・軽微な切り傷や擦り傷、やけど等の手当て（絆創膏を貼る、包帯を巻く等）
- ・爪切り（炎症を起こしている等、異常な状態の爪は不可）
- ・体重測定
- ・血圧測定（自動血圧測定器に限る） 等

医療行為にあたる活動

- ・薬の量の調整
- ・服薬時間や飲み方の変更
- ・一包化されていない薬の仕分け（お薬カレンダーへの配置含）
- ・ぜんそく薬等の吸入
- ・血糖値測定
- ・インシュリン注射
- ・経皮吸収型製剤を貼る（皮膚に貼る薬）
- ・本人の代わりに医師に説明したり、説明を受ける 等

専門職機関

認知症の初期でよくみられる症状

- ・物忘れや探し物が目立つようになる
- ・食事をしたことを忘れる
- ・感情の起伏が激しくなる
- ・何度も同じことを言ったり聞いたりする
- ・趣味や関心ごとに興味なくなってくる
- ・話がずれる、かみ合わない
- ・服装に気を遣わなくなる
- ・約束ごとや日時が分からなくなる。